

## 第三次案に対する委員からの御意見等

## 1. 「第 2 秘密の範囲」「3 秘密の作成又は取得の主体」「(4) 民間事業者・大学」(報告書案 4 頁)

前述のとおり、本法制は、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいの防止を基本とするが、政府とは直接関係を有しない民間事業者や大学においても、国の安全等に関し保護されるべき情報を作成・取得することがあり得る。

~~しかしながらそこで検討すると、~~

~~① 民間事業者や大学が作成・取得する情報を本法制の適用対象とすると、経済活動の自由や学問の自由の観点から国家による過度の干渉にもつながりかねないこと~~

~~② 民間における情報漏えいに関しては、不正競争防止法において従業員等による営業秘密の開示等に対する処罰を規定していること\*~~

等に照らし、民間事業者や大学が作成・取得する情報については本法制の適用対象としないことが適当である。

【②の内容は、民間事業者を本法制の適用対象から外す理由として不明確であるため。】

~~\*4 不正競争防止法は、営業秘密（秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの）に該当するものについて、これを開示した従業員等に対する処罰を規定している（同法第 21 条第 1 項）。~~

~~なお、外国為替及び外国貿易法は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることになる特定貨物の特定地域への輸出や特定技術の特定地域での提供を目的とする取引を行う場合には経済産業大臣の許可を受けることを義務付け、違反した場合の罰則を設けている（同法第 25 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 69 条の 6 第 1 項）。~~

【②を削除すること等に伴う削除。】

ただし、民間事業者及び大学（以下「民間事業者等」という。）が行政機関等（国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等をいう。）から事業委託を受ける場合には、当該民間事業者等は、当該事業に関しては委託をした行政機関等と実質的に一体と考えられるから、このような場合に限っては、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である。

【このパラグラフが重要なので、「行政機関等と実質的に一体」の意味するところを敷衍しつつ詳細に記述すべき。これに先立つ前半部分は短めにすべき。】

